

1. 医療に係る安全管理のための指針

以下の8項目は、医政発第0330010号 平成19年3月30日付で通知された、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法などの一部を改正する法律の一部の施行についてより定める。

- 1 当院における安全管理に関する基本的な考え方
私たち教職員は、全ての行為に対して常に適度な緊張感を持ち、危機管理意識を維持し、安全な医療サービスを提供できるよう努める。
- 2 医療のための委員会及びその他医療機関内の組織に関する基本的事項に係る安全管理
 - (1) 医療に係る医療安全体制の確保及び維持を図るため、医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理委員会の総括の下に、特定な事項を検討するため、各種委員会並びに分科会を置き、詳細な運用に関しては別に定める。
また、院内感染対策の体制の確保については、院内感染防止対策委員会と連携する。
 - (2) 医療に係る安全対策管理を行う部門として医療安全対策室(認定感染対策安全管理者・医薬品安全管理者・医療機器安全管理者・医療安全管理者)を置き、医療安全に係る企画立案・評価・職員の安全管理に関する意識の向上など組織的に指導するため専任医療安全管理者を医療安全対策室に配置する。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針
医療安全に係る研修を全教職員に対して、以下の研修を実施する。
 - (1) 医療安全に関する事項
 - (2) 感染防止対策に関する事項
 - (3) 医薬品関連に関する事項
 - (4) 医療機器関連に関する事項
 - (5) その他の重大な事象が発生した事項
- 4 当院における事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
インシデントやアクシデントが発生した場合は、速やかにインシデントレ

ポート用紙に必要事項を入力し、医療安全対策室へレポートを提出する。提出されたレポートが診療録や看護記録に基づき記載されているかを専任医療安全対策管理者が検証する。

5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

当該者の健康回復に全力を尽くすことを優先し、可及的速やかに上司に報告し指導を仰ぎ、必要に応じて院内に緊急情報を発信し処置を行なう十分な人員を確保する。

その後、当該者や家族に説明する際は、言い訳や憶測を避け、事故の事実関係をできるだけわかりやすく、正確に説明する。さらに重要事象は、原則として24時間以内に事故調査委員会を立ち上げ、事実関係をできるだけ正確かつ時系列に整理する。

6 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

(患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む)

医療安全対策マニュアルは、病院情報システム端末に掲載し、いつでも情報が取得できる環境を構築し公開する。

また、患者からの医療の安全管理及び安全対策等についての質問などがあれば積極的に情報を開示する。

7 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者・家族からの相談に適切に応じる体制を確保するために医療連携室に相談窓口を設置し、安全管理体制の確保について、関係部署に改善等を指導する。

8 その他の医療安全の推進のために必要な基本方針

各部署にリスクマネージャーを配置し、医療安全管理委員会で決定した医療安全に係る事項を所属員へ周知させる。

また、安全情報としてセイフティ・トピックスの発行並びに各種ガイドラインの策定を行い教職員に周知する。